

国際婦人年から今日までのあゆみ

「第2次三重県男女共同参画基本計画」より

平成23年5月現在

年	世界の動き	日本の動き	三重県の動き
1975 (S50)	国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
1977(S52)		「国内行動計画」策定	「婦人関係行政推進連絡会議」設置
1979 (S54)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		「三重県婦人対策の方向」(県内行動計画)策定
1980 (S55)	「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		
1981(S56)		「国内行動計画後期重点目標」策定	
1985 (S60)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	三重県婦人問題推進協議会から「三重県の婦人対策に関する提言」提出
1986 (S61)		婦人問題企画推進本部拡充:構成を 全省庁に拡大 婦人問題企画推進有識者会議開催	
1987 (S62)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	「みえの第2次行動計画-アイリスプラン」策定
1990 (H2)	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991(H3)		「育児休業法」公布	
1994 (H6)		男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置(政令) 男女共同参画推進本部設置	三重県女性センター開館
1995 (H7)	第4回世界女性会議-平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)	「みえの男女共同参画推進プラン-アイリスプラン21」策定(第3次)
1996 (H8)		男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997 (H9)		男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	
1998 (H10)			アイリス21推進連携会議(アイリスネットワーク)設置
1999 (H11)		「男女共同参画社会基本法」公布・施行 「食料・農業・農村基本法」公布・施行	男女共同参画推進協議会から提言「21世紀の三重県は男女共同参画社会」
2000 (H12)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定	三重県男女共同参画推進懇話会から提言 三重県男女共同参画推進条例公布(H13.1.1施行) 日本女性会議2000津開催

年	世界の動き	日本の動き	三重県の動き
2001 (H13)		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行 第1回男女共同参画週間 閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」	三重県男女共同参画審議会設置 「女性センター」を「男女共同参画センター」に改称
2002 (H14)		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催 男女共同参画会議決定「配偶者暴力防止法」、「平成13年度監視」、「苦情処理等システム」	三重県男女共同参画基本計画策定 三重県男女共同参画基本計画第一次実施計画策定
2003 (H15)		男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 男女共同参画社会の将来像検討会開催 第4回・第5回女子差別撤廃条約実施状況報告審議	男女共同参画審議会から県事業に対する評価提言を初めて実施 男女共同参画年次報告を初めて作成
2004 (H16)		男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 男女共同参画社会の将来像検討会報告書取りまとめ 「配偶者暴力防止法」改正 「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」策定	
2005 (H17)	国連「北京+10」世界閣僚級会合 (ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」の策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	三重県男女共同参画基本計画第二次実施計画策定
2006 (H18)		「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画策定
2007 (H19)		「配偶者暴力防止法」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	三重県男女共同参画基本計画一部改訂 みえチャレンジプラザを開設 三重県男女共同参画基本計画第三次実施計画策定
2008(H20)		「女性の参画加速プログラム」決定	
2009 (H21)		第6回女子差別撤廃条約実施状況報告審議 「育児・介護休業法」改正	三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画改定
2010 (H22)	国連「北京+15」記念会合 (ニューヨーク)	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」策定	
2011 (H23)			第2次三重県男女共同参画基本計画策定 三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画改定

男女共同参画に関する三重県内市町の条例制定状況

平成24年4月1日現在

市町名	条例の名称	可決日	公布日	施行日
津市	津市男女共同参画推進条例	H19.3.29	H19.3.30	H19.3.30
四日市市	四日市市男女共同参画推進条例	H18.3.23	H18.3.28	H18.4.1
伊勢市	伊勢市男女共同参画推進条例	H19.3.26	H19.3.30	H19.4.1
松阪市 ※1	松阪市の男女共同参画をすすめる条例	H17.1.1	H17.1.1	H17.1.1
桑名市	桑名市男女共同参画推進条例	H21.9.29	H21.9.29	H21.9.29
鈴鹿市	鈴鹿市男女共同参画推進条例	H18.6.27	H18.6.29	H18.6.29
名張市	名張市男女共同参画推進条例	H17.9.28	H17.10.3	H18.4.1
尾鷲市	尾鷲市男女共同参画推進条例	H19.3.23	H19.4.1	H19.4.1
亀山市	亀山市男女が生き生き輝く条例	H20.6.18	H20.6.27	H20.7.1
鳥羽市	鳥羽市男女共同参画推進条例	H24.3.23	H24.4.1	H24.4.1
いなべ市	いなべ市男女共同参画推進条例	H20.3.21	H20.3.25	H20.4.1
伊賀市 ※2	伊賀市男女共同参画推進条例	H16.11.1	H16.11.1	H16.11.1
多気町	多気町男女共同参画推進条例	H19.6.26	H19.6.26	H19.6.26
三重県	三重県男女共同参画推進条例	H12.10.10	H12.10.13	H13.1.1

注： 旧桑名市の条例(桑名市の男女平等をすすめるための条例、H14.10.1施行)は、H16.12.6の市町村合併により失効。

※1 松阪市は合併後も旧松阪市の条例(H15.7.1施行)を継続。

※2 伊賀市は旧上野市の条例(上野市男女共同参画推進条例、H14.4.1施行)を一部改正のうえ継続。

男女共同参画に関する計画策定状況

平成24年4月1日現在

市町名	計画の名称	策定年月日	計画期間	計画の特徴
津市	津市男女共同参画基本計画	H20.7	H20～H25.3	男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、その方向を示すものとして策定した。
四日市市	男女共同参画プランよっかいち	H22.3.1	H22.3～H26.3	平成18年4月施行の四日市市男女共同参画推進条例に基づく初めての基本計画。数値目標を掲げた実施計画も、平成23年策定済。
伊勢市	伊勢市男女共同参画基本計画 ～れいんぼうプラン～	H20.3.31	H20.4～H25.3	平成17年の4市町村の合併後、新しい市として都市宣言、条例制定に続き、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的にすすめる指針として策定。
松阪市	松阪市男女共同参画プラン	H23.8.2	H23～H28.3	
桑名市	桑名市男女共同参画基本計画	H21.3	H21.4～H31.3	
鈴鹿市	男女共同参画基本計画	H22.7.26	H22～H27.3	基本計画の成果指標と重点基本課題を設定した。
名張市	名張市男女共同参画基本計画	H19.3.26	H19.4～H27.3	全庁的な取組として、各関係部門と連携しながら推進を図り、具体的な取組の進捗管理として実施計画を作成し、事業の推進を図る。
尾鷲市	尾鷲市男女共同参画推進基本計画	H20.4.1	H20.4～H24.3	
亀山市	亀山市男女共同参画基本計画2012	H24.3.23	H24.3～H29.3	
鳥羽市	鳥羽市第2期男女共同参画基本計画 ～ほほえみプラン～	H22.3.24	H22.4～H32.3	
熊野市	熊野市男女共同参画ステッププラン第2次基本計画	H24.3	H24.3～H29.3	
いなべ市	いなべ市男女共同参画推進計画	H20.2.26	H20.4～H25.3	数値目標として、男女共同参画の認知度(70%)、および審議会等における女性の登用率(40%)を掲げている。
志摩市	志摩市男女共同参画推進プラン(改訂版)～志摩おもいやりプラン～	H23.3	H23.4～H28.3	
伊賀市	第2次伊賀市男女共同参画基本計画	H23.3.24	H23.4～H28.3	二つの重点施策を定めている。
東員町	東員町男女共同参画プラン	H19.3	H19.4～H24.3	町が男女共同参画に関する施策を推進するための基本目標と具体的施策を定め、同時に町民や事業者も協力する責務を有することを明記。
菰野町	第2次菰野町男女共同参画推進プラン	H23.3	H23.4～H28.3	町民意識調査を基礎資料として策定。「男女共同参画社会を実現するまちづくり」を基本理念に掲げ、3つの目標を定め町民全体の課題として施策を推進。
朝日町	かがやくあさひ 男女共同参画基本計画	H24.3	H24.4～H34.3	
川越町	川越町男女共同参画推進計画	H20.3	期間設定無し	概要版も作成。中学生に対しても住民意識調査のアンケートを実施した。
多気町	多気町男女共同参画推進基本計画	H23.3	H23.4～H28.3	
大台町	大台町男女共同参画基本計画	H24.3	H24.4～H29.3	
玉城町	玉城町男女共同参画計画	H24.3	H24.4～H29.3	
御浜町	御浜町男女共同参画推進基本計画	H22.12	H22.4～H26.3	「御浜町男女共同参画に関するアンケート」を参考に策定。
紀宝町	紀宝町男女共同参画プラン	H22.3	H22.4～H27.3	男女共同参画の推進に向け、計画期間における5つの重点取組を設定し、それぞれに目標を掲げている。
三重県	第2次三重県男女共同参画基本計画	H23.3	H23.4～H32.3	県の現状等をふまえ、政策・方針決定過程への女性の参画促進、男女共同参画についての男性の理解促進や子どもの頃から理解促進、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進など、7つの重点項目を設定。

■男女共同参画用語■

あ行

アンペイドワーク 無償労働と訳され、賃金・報酬が支払われない労働・活動を意味します。具体的には介護・看護、育児、買い物、社会的行動が無償労働の範囲とされています。

育児・介護休業法 育児・介護休業法は、平成21年6月に改正され、一部を除き、平成22年6月30日から施行。育休期間が延長される「パパ・ママ育休プラス」制度などが新たに導入されました。

M字型曲線 (M字カーブ) 女性労働者の年齢階層別の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)をグラフに表すと、30歳代を谷にアルファベットの「M」に似たカーブを描くことから、女性労働者の働き方をM字型曲線といいます。日本や韓国はM字型を描いていますが、女性・男性ともに台形型の曲線を描いている国も多くあります。

エンパワメント 力をつけること。政策・方針決定の場に参画できる能力などを身に付けること。また、それによって個人が力を持った存在になること。

か行

国連婦人の地位委員会 (CSW) 経済社会理事会(Economic and Social Council)の機能委員会の一つで、1946年6月に設置されました。政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行うこととなっており、経済社会理事会はこれを受けて、総会(第3委員会)に対して勧告を行います。

固定的性別役割分担 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

さ行

仕事と子育ての両立支援 少子・高齢化が進展する中で、仕事と育児や家族の介護を両立できるようにすることは、日本の経済社会の活力を維持する上でも、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していく上でも重要です。仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会では、「仕事と子育ての両立支援策の方針に関する意見」を提出し、平成13年7月に閣議決定しました。

ジェンダー (社会的性別) 人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)といいます。

次世代育成支援対策推進法 (次世代法) 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るために平成15年7月に制定された法律。平成27年3月末までの時限立法。国による行動計画策定指針並びに地方公共団体および事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を推進するための措置を講じる法律。

女子(女性)差別 撤廃条約

男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女性に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。具体的には、「女性に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めています。1979年の第34回国連総会において採択され、1981年に発効しました。日本は1985年に批准しました。

人身取引 (トラフィッキング)

「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」第3条による定義は、「搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める」となっています。

セクシュアル・ ハラスメント

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月)では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである」と定義しています。また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」(平成10年労働省告示第20号)では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアル・ハラスメントと規定しています。

た行

男女共同参画 基本計画

政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行は平成22年12月17日閣議決定した第3次基本計画です。また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第14条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されています。

三重県では、平成12年に「三重県男女共同参画推進条例」を制定、平成14年に「三重県男女共同参画基本計画」(平成19年一部改訂)、平成23年3月に「第2次三重県男女共同参画基本計画」を策定しています。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

男女共同参画社会 基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行されました。

男女雇用機会均等法

労働者が、性別にかかわらず、雇用の分野において均等な機会を得、その意欲と能力に応じて均等な待遇を受けられ、企業の制度や方針において、労働者が性別を理由として差別を受けることをなくしていくことを定めた法律。

募集・採用、配置・昇進・降格・教育訓練、福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職の勧奨・定年・解雇・労働契約の更新の雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別を禁止しています。

男女共同参画 推進本部

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、平成6年7月閣議決定に基づき内閣に設置されました。本部は、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び男女共同参画担当大臣を副本部長とし、本部員は全閣僚で構成されています。

ドメスティック・ バイオレンス

一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にあるまたは、あった者からの暴力をいう。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では「配偶者からの身体に対する暴力またはこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす言動(精神的暴力、性的暴力を含む)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、またはその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むもの」としており、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする定義されています。

な行

内閣府 男女共同参画局

平成13年1月の中央省庁等改革における内閣機能強化の一環として、内閣総理大臣を長とし、各省より一段高い立場から行政各部の施策の統一を図るための企画立案及び総合調整等を担う機関として、新たに内閣府が設置されました。この内閣府で、国政上の重要課題の一つとして、「男女共同参画社会の形成の促進」の総合的な推進を担うこととされ、中央省庁等改革において政府全体として行政のスリム化が図られる中で、新たに男女共同参画局が設置され、組織の拡充が図られました。男女共同参画局は、男女共同参画会議の事務局としての機能も担いつつ、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項についての企画立案、総合調整を行うほか、男女共同参画社会基本法及び男女共同参画基本計画に基づき施策を推進しています。

は行

ポジティブ・アクション 「積極的改善措置」ともいう。様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

ら行

ロールモデル 将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考する役割モデルをいいます。「女性のチャレンジ支援策について」(平成15年4月男女共同参画会議意見)では、一人ひとりが具体的に自分にあつたチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されています。

わ行

ワーク・ライフ・ バランス (仕事と生活の調和)

「やりがいのある仕事と充実した私生活の健康的なバランスをとり、個人の能力を最大限に発揮すること」です。また、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期・中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」です。具体的には、男女ともに就労による経済的自立が可能で、健康で豊かな生活のための時間が確保でき、また、多様な働き方・生き方が選択できる社会が求められています。